



六洩・瀬場砂防堰堤

# 山水里 川

2022  
No. 92

山水里ネット最上川



地域で守る豊かな自然

山水里ネット

本区概要  
(令和4年4月現在)

受益面積 6,483.8 ha  
組合員数 1,791 人

## 〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2
令和4年 通常総代会開催	3
令和4年度 主な事業一覧	4
令和4年度 予算	5
令和4年度 賦課金納入について	6
水・土・里ネット掲示板	7～10
(改良区からのお知らせ)	

## 管内の用水状況が 確認できます

アクセスは下のQRコードより  
お願い致します



## 理事長 あいさつ



理事長

田澤 伸一

盛夏の候、組合員各位におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、現在、ロシアのウクライナ侵略により世界規模で資材不足に陥っている一方、アメリカが自国のインフレを抑えるためドルの利上げをしたため急激な円安を引き起こし輸入資材（肥料や飼料等）が高騰しています。このままでは営農を継続できないという農家の悲鳴も聞かれます。報道によれば農事用電力料金に關しても、揚水ポンプの電気料が高騰して賦課金を

上げなければ経営が厳しい状況の土地改良区もあるとのこと。しかし、米価が低迷している現在、賦課金を上げるのは難しい選択です。農業資材や農事用電力が高騰してもそれに対応した補償制度がない現状では、高騰した分について農業の公益的機能を考慮し公的な支援を考へてもらう必要があります。農家が営農停止に追い込まれれば食料の生産ができず国家として食料安全保障上の問題に直面します。なお、本区としては、あらゆる支出の再検討を徹底して実施し、農家組合員の負担軽減を図るとともに、必要に応じて基金を活用してでも現状の賦課金を維持して参る所存です。

水利権に關しては、長年、関係機関に働きかけて参りましたが、今年度より本区の要望が認められ、10日間だった代掻き期間が前後5日間延長され20日間になりました。長年、「農作業の実態に合った水利権の設定」という現場からの声を関係機関に訴え続けさせて頂いたことが「代掻き期間の延長」につながりました。これからも現場の声に耳を傾け、本区の運営に当たらせていただきます。

今年度本区で実施予定の事業について申し上げます。「国営かんがい排水事業最上川下流左岸地区」では、老朽化した排水施設の機能向上や、湛水被害軽減を図るため二段割・大和・毒蛇・西野・中央の5排水機場の更新と生田排水機場の新設、さらには幹線排水路5路線の改修を進めております。これらの施設が完成すれば排水能力は現在の約2倍になります。毒蛇・中央排水機場は令和5年4月の稼働に向け整備を行っております。

す。今年度は、新たに大和排水機場における土木工事の施工とポンプ設備工事に着手する予定です。また、管内の排水整備水準を同一にするため、国営事業に組み入れられなかった区域の整備を図る「国営最上川下流左岸（京田川）地区」の事業が採択され、家根合地区と西袋地区に排水機場を新設することになりました。

「県営水利施設整備事業」は受益面積が五〇〇畝未満のため国営事業に該当しなかった、「上堰・八力村堰地区」、「吉田新堀西野地区」の2地区で引き続き県営事業による改修工事を実施して参ります。「県営農業水利施設等保全高度化事業特別型（農地集積促進型）」では、令和元年度に事業採択された「長沼堰、町堰、廿六木堰」の3地区について引き続き改修工事を実施して参ります。「県営農地整備事業」では、昨年度をもつて面工事が全

て完了した「常万地区」において、今年度から「地下かんがい工」「調整池工」等の工事を実施する予定です。「西興野地区」では今年度から面工事に着手しており、今後複数年かけて整備を進めて参ります。「狩川東部地区」については県営事業としての採択に向けて、各関係機関との調整を図っているところです。

むすびに、新型コロナウイルスBA5が猛威を振るい第七波が到来しました。本区では、コロナ対策の基本である「ワクチン接種」に加え「手洗い」「マスク着用」「3密回避」を厳守し、業務に支障が出ないよう役職員一同細心の注意を払って業務運営に取組んで参る所存です。組合員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。





# 令和 4 年 通常総代会開催

去る令和 4 年 3 月 22 日、令和 4 年通常総代会が本区和室棟大会議室において開催されました。総代現数 54 名のうち 51 名が出席し、議長に立川地区選出の大瀧茂総代が指名され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

## 【令和 3 年度】

### 報告事項

報告第 1 号 監査報告について

### 議決事項

総議第 13 号 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）五斗畑地区の計画変更について

総議第 14 号 令和 3 年度 県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について

総議第 15 号 令和 3 年度 最上川土地改良区費収入支出第 1 回補正予算について

## 【令和 4 年度】

### 承認事項

総認第 1 号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

総認第 2 号 最上川土地改良区会計細則の一部改正について

### 議決事項

総議第 1 号 最上川土地改良区規約の一部改正について

総議第 2 号 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）最上川下流左岸（京田川）地区の実施について

総議第 3 号 令和 4 年度 県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第 4 号 令和 4 年度 県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第 5 号 令和 4 年度 賦課金徴収方法について

総議第 6 号 令和 4 年度 地区除外決済金の基準について

総議第 7 号 令和 4 年度 最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の大瀧茂総代



質問する池田一裕総代

# 令和4年度 主な事業一覧

事業名	地区	総事業費 (百万円)	予定工期	対象施設及び予定工事箇所
国営かんがい排水事業	最上川下流 左岸地区	16,100	H29年度～	排水機場（改修5箇所、新設1箇所）、 排水路等（5.6km）、水管理施設（一式）
県営水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	上堰八カ村堰 地区	1,241	H25～R4	上堰（3,925m）、八カ村堰（1,579m）
県営水利施設等 保全高度化事業 (農地集積促進型)	町堰地区	550	R元～R8	町堰（1,719m）、西野第二揚水機（電気設備）、 宮曾根揚水機（電気設備）、同組堰（661m）
	廿六木堰地区	130	R元～R5	廿六木堰（851.1m）、末端放流施設（転倒ゲート）
	長沼堰地区	551.7	R元～R8	長沼堰（5,489.3m）、長沼第五揚水機（改修）、 十文字堰（1,102.1m）
県営農村地域 防災減災事業 (用排水施設等 整備事業)	京田川地区 (長沼地区)	593.6	H26～R5	勝楽塚排水路、長沼排水路（排水機）
	最上川下流左岸 (京田川)地区	1260	R4～R11	排水機場（新設3箇所）
県営農地整備事業 (経営体育成型)	常万地区	2,447	H28～R7	対象面積：115.7ha 標準区画 200m × 50m = 1.0ha、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
	西興野地区	923	R元～R10	対象面積：47.0ha 標準区画 200m × 60m、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
基幹水利施設管理事業	最上川下流地区	25.74 (本年度)	H14～	北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、 東興野揚水機場、中央管理所
農業基盤整備促進事業	最上川2地区	90	R3～R5	溝畔整備（吉田幹線、宮曾根排水路、京島排水路、 西野排水路、山出川排水路、新余目堰、 添津排水路、山崎排水路、大和排水路）、 新堀除塵機整備
地域農業水利施設 ストックマネジメント 事業	最上川2地区	62	R4～R6	落野目第二揚水機、 十六合第一・第二・第四揚水機、 三郷原揚水機、荒鍋揚水機、新堀揚水機

詳しくお知りになりたい方はHPをご覧ください

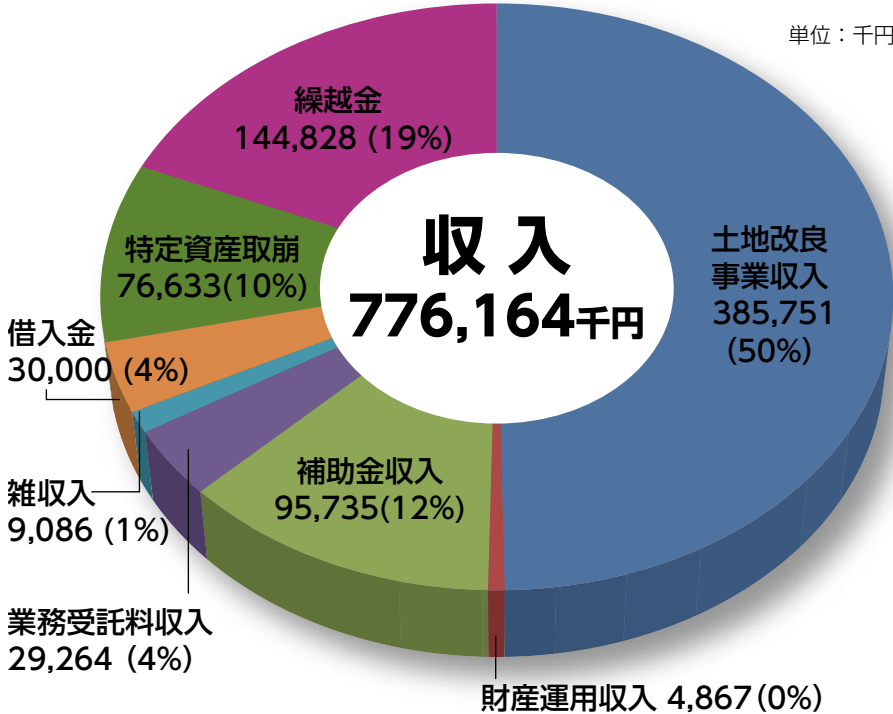
<http://www.mtsn-mogamigawa.jp>

右のQRコードからもアクセス可能です→



# 令和4年度 予算

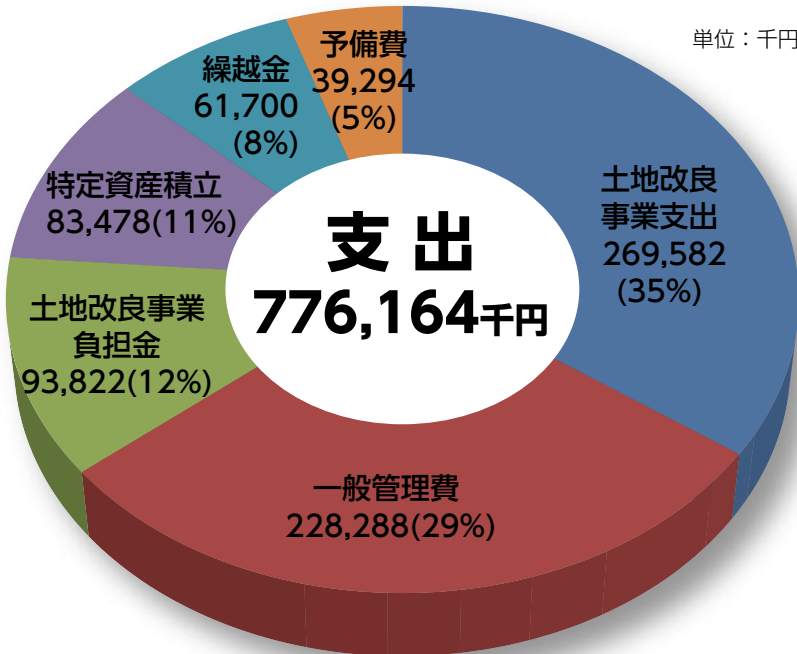
単位：千円



収入 (財源) (単位:千円)	
土地改良事業収入	385,751
経常賦課金	373,956
特別賦課金	10,824
決済金	971
財産運用収入	4,867
※1 補助金収入	95,735
業務受託料収入	29,264
雑収入	9,086
※2 借入金	30,000
※3 特定資産取崩	76,633
繰越金	144,828
<b>合計</b>	<b>776,164</b>

※1 事業に対する国県市町からの補助金  
 ※2 ほ場整備事業(簡易整備含)地元負担金の借入金  
 ※3 積立基金からの繰入

単位：千円



支出 (費用) (単位:千円)	
土地改良事業支出	269,582
維持管理費	173,876
事業費	61,775
受託業務費	33,931
一般管理費	228,288
運営事務費	213,128
事務所費	15,160
土地改良事業負担金	93,822
県営水利施設整備事業等	18,233
基幹水利事業	4,944
ほ場整備事業	30,000
借入金返済	40,645
※1 特定資産積立	83,478
※2 繰越金	61,700
予備費	39,294
<b>合計</b>	<b>776,164</b>

※1 現在実施している県営事業の負担金や国営事業の将来負担金の積立等  
 ※2 次年度の賦課金が入るまでの運営資金



## 予算のポイント

### ○前年度比73百万円の増額

補助事業(集積促進費)を活用した土地改良事業地元負担金の繰上償還や、積立基金から充当する職員退職金(3名分)を計上したことが主な要因となります。

# 令和 4 年度 賦課金納入について

令和 4 年度、賦課金は次の通りです。これは令和 4 年 3 月 22 日に開催された通常総代会で議決されたものです。

## 賦課金、納入期限、賦課期日

賦課種別		賦課金 (10aあたり)	納入期限	賦課期日
一 般	第 1 期	3,400 円	令和 4 年 7 月 15 日	令和 4 年 4 月 1 日
	第 2 期	2,100 円	令和 4 年 11 月 15 日	
十六合地区維持管理		2,500 円	令和 4 年 7 月 15 日	
家根合地区維持管理		2,500 円		
常万地区維持管理		3,000 円		
県ぽ家根合地区特別賦課金		4,200 円	令和 4 年 11 月 15 日	
県ぽ常万地区特別賦課金		3,500 円		
県ぽ西興野地区特別賦課金		4,000 円		

## 賦課金の口座振替目

第 1 期 (納入期限 令和4年7月15日)	第 2 期 (納入期限 令和4年11月15日)
令和 4 年 7 月 5 日	令和 4 年 11 月 7 日
令和 4 年 7 月 15 日	令和 4 年 11 月 15 日

※ 賦課金の納入が遅れますと  
**年利 10.95%の延滞金**が課せられます。  
期限までの納入をお願いいたします。

※上記口座振替日に農協口座より振替させていただきます。

令和 3 年度より口座振替分の領収証の発行を廃止させて頂いております。詳しくは裏面をご覧ください。

## 県営ほ場整備事業年度別特別賦課金(計画)

年度	10a 当り		
	工区・地区	家根合	摘 要
R 4 } R 8		4,200 円	
R 9		2,600 円	完了

※賦課金の額は補助金額の変更等により変わる場合があります。

※借入金は各工区・地区の責任で返済しております。滞納しないようにお願いします。

※常万・西興野地区農地整備事業については、農用地集団化の実績に基づく促進費の交付状況により、支払い計画が確定しますので、決まり次第お知らせします。

# 令和 4 年度 地区除外決済金の基準について

10a 当り

	①全地区 共通決済金	②各地区維持管理費 将来負担決済金	③各県営事業地区毎決済金 (償還残金、残事業費等)	合 計	付 記
(ア) (イ)~(カ) 以外の土地	84,166 円			84,166 円	
(イ) 十六合		63,776 円		147,942 円	
(ウ) 家根合		47,325 円		131,491 円	圃場整備実施地区内 償還済の土地
(エ) 家根合		47,325 円	18,671 円	150,162 円	圃場整備実施地区内 未償還の土地
(オ) 常万			180,130 円	264,296 円	圃場整備実施地区
(カ) 西興野			160,009 円	244,175 円	圃場整備実施地区

# 水・土・里 ネット 掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載された賦課地積に応じて負担します。移動等がありましたら速やかに『届出』をお願いします。遅れますと当事者間(貸手、借手)での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

組合員資格得喪通知書						
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
現資格者	氏名	京田川 太郎		Ⓜ		
新資格者	氏名	最上川 一郎		Ⓜ		
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

公共機関(市町村、農業委員会、法務局等)、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要となります。

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畑として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課金を支払うこととなりますので注意してください。

ご注意ください！

## 滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

## 賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続きを言います。



# 水利権の変更について

令和4年度から代掻き期間が前後5日間延長されました。  
**4/26～5/5(10日間)⇒4/21～5/10(20日間)となります。**

本区の一戸当たりの耕作面積は年々広がり、現状の水利権では実態に合わなくなってきた為、代掻き用水期間の延長について関係機関と長年協議を行ってきました。そして今年の春ようやくその同意を得ることができました。

更新後初めてとなる今春の用水状況は、適度な降雨と好天に恵まれ、概ね順調なスタートを切りました。また、5月4日には最上川の河川水位の低下に伴い国土交通省より「さみだれ大堰」を起立して頂き、田植えの最盛期を終えるまで安定した用水供給を行うことができました。

## 水利権一覧表

河川名	施設名	期 別 ← 農業用水期間 →				年間総 取水量	摘 要
		非灌漑期 (点検用水) 4月16日～4月20日 (5日間)	代掻き期 4月21日～5月10日 (20日間)	普通期 5月11日～9月15日	非灌漑期 9月16日～翌年4月15日		
最上川	最上川取水口	0.964 <sup>m3/s</sup>	11.695 <sup>m3/s</sup>	13.925 <sup>m3/s</sup>	— <sup>m3/s</sup>	139,840 <sup>千m3</sup>	許可水利権
立谷沢川	北橋頭首工	(1.775)	9.199	1.799	1.775	—	許可水利権
	計	2.739	20.894	15.724	1.775		

## 田澤伸一理事長 農村振興技術連盟大賞受賞

本区の田澤伸一理事長が農村振興技術連盟大賞を受賞されました。

この賞は、土地改良区などの様々な舞台の第一線で活躍され、連盟活動に顕著な功績のあった方々に贈られるものです。当理事長は令和2年度受賞者であり、コロナウィルスの感染拡大防止に伴い、令和3年度受賞者と合同で授賞式が行われました。



令和4年4月27日(水) 東京：農業土木会館にて

**おめでとうございます！**

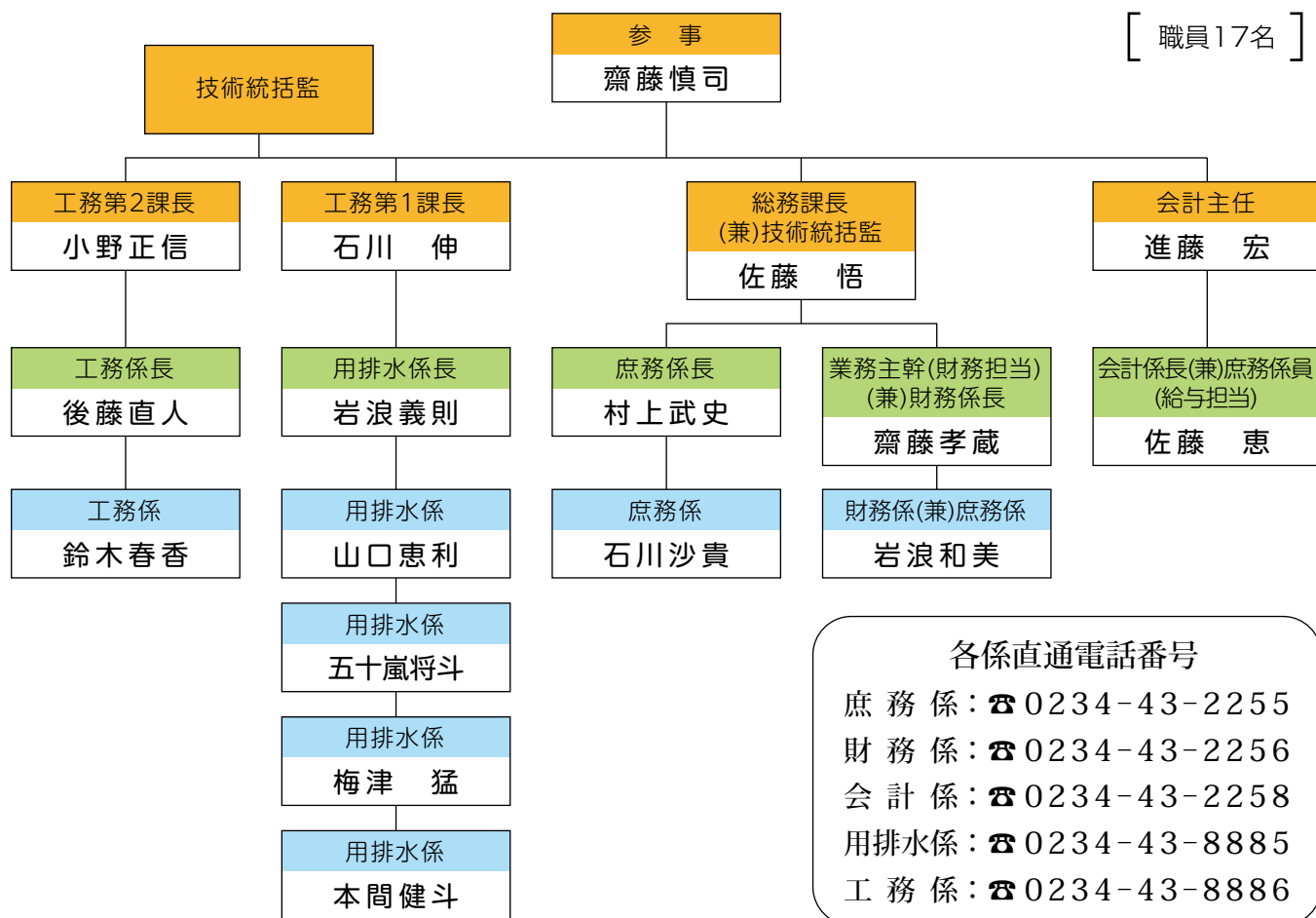
### 略 歴

- 平成 15 年 4 月 最上川土地改良区総代
- 平成 15 年 5 月 最上川土地改良区 理事就任  
同日理事長就任 現在に至る
- 平成 19 年 4 月 山形県土地改良事業団体連合会  
理事
- 平成 19 年 4 月 山形県土地改良事業団体連合会  
庄内支部理事
- 平成 31 年 2 月 山形県土地改良事業団体連合会  
庄内支部長
- 令和 2 年 3 月 山形県土地改良事業団体連合会  
北庄内支部長



# 令和 4 年度 職員配置図

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



## 新規職員紹介



令和 4 年 4 月 1 日付

新採 <sup>ほんま</sup>本間 <sup>けんとう</sup>健斗 さん 配属：工務第 1 課 用排水係

## 令和 5 年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

- 募集人員：若干名
- 応募資格：最上川土地改良区管内に在住で概ね 67 歳までの健康な方
- 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務
- 受付期間：令和 5 年 1 月 31 日 (火) まで
- 提出書類：履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
- 賃金：日額 7,520 円
- 採用時期：令和 5 年 4 月中旬～令和 5 年 9 月中旬又は 11 月下旬



## 高田麦地区における自動給水設備導入実証調査の紹介

令和4年6月から8月にかけて、山形県によるスマート農業技術導入実証調査の一環で、庄内町高田麦地区の開水路のほ場内に、自動給水設備「水まわりゲートくん」を設置しております（調査終了後に撤去）。これは、スマート農業技術を実際に生産現場へ導入し、水管理の省力化について検証するものです。当該機器は、パソコンやスマホで遠隔によって給水ゲートの開閉が可能で、また、画面上で給水する日時や水位設定を行い、自動で給水することもできます。協力頂いている耕作者の方から聞きとりしたところ、大変便利で水管理労力の軽減が確実に図られているとの声を頂いております。



水まわりゲートくん本体

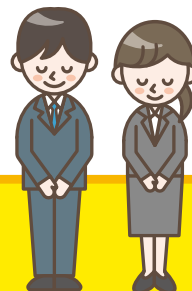
給水ゲート

## 賦課金の口座振替領収証発行の廃止について

**賦課金を口座振替の方法で納付して頂いている組合員の皆様について令和3年度より領収証の発行を廃止しております。**

\*確定申告の際には、毎年6月にお送りしている賦課金通知書と通帳を照合して納付したことを確認できるため、問題はございません。

\*経費削減の一環として取り組ませて頂くものでございます。何卒、ご理解のほど宜しくお願い致します。



領収証に関するお問い合わせは総務課財務係までお願いいたします。  
**総務課財務係(直通)： ☎ 0234-43-2256**

## 水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願い致します。



水路侵入への注意看板

## 第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は以下の予定です。

**令和4年9月1日(木)から  
 令和4年9月15日(木)まで**



**皆さまからのご意見・  
 ご要望がございましたら  
 お寄せください**

✉ [info@mtsn-mogamigawa.jp](mailto:info@mtsn-mogamigawa.jp)  
 FAX 0234-43-2257

ホームページのお問い合わせからも送信できます